○外務省告示第二十一号

平成二十六年十二月二十三日にキンシャサで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

平成二十七年一月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　牛尾滋在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ外務・国際協力大臣

○農林水産省告示第百六十号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四四〇円
安定上位価格	五九〇円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四一〇円
安定上位価格	五五〇円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	八六五円
安定上位価格	一、一二五円

○農林水産省告示第百六十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十七年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三三三、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三〇三、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二一七、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一三〇、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一九九、〇〇〇円

○農林水産省告示第百六十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二七七、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二五五、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四七、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八八、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一四四、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。

○農林水産省告示第百六十三号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十七年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

種類	数量
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）	一、七八〇千トン
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	五二〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

種類	単位	補給金単価
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）	一キログラム	一二・九〇円
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	一キログラム	一五・五三円

○農林水産省告示第百六十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十六年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO　A4.2	214020	〃
〃	AGCO　A6.1	214021	〃
〃	AGCO　A6.2	214022	〃
〃	クボタ　KSQ60C	214023	株式会社クボタ
〃	クボタ　KSQ60C－PC	214024	〃
〃	クボタ　KSF54C	214025	〃
〃	クボタ　KSF54C－PC	214026	〃
〃	VALTRA　CS09MF	214027	中西商事株式会社
〃	VALTRA　T888MP1S	214028	〃
〃	AGCO　A4.1	214019	AGCO Limited

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。